

令和 8 ・ 9 ・ 10 年度 東淀川区民間事業者を活用した課外学習事業
(こぶしのみのり塾) 協定締結事業者募集要項
(公募型企画競争方式 (プロポーザル方式))

第 1 章	選定にあたっての手続き等に関する事項	P 2
第 2 章	選定について	P 5
第 3 章	その他の事項について	P 6

令和 7 年 11 月
大阪市東淀川区役所保健福祉課 (子育て・教育)

第1章 選定にあたっての手続き等に関する事項

1 業務名称

令和8・9・10年度 東淀川区民間事業者を活用した課外学習事業（こぶしのみのり塾）

2 事業の目的と概要

本事業は、東淀川区内の小中学生を対象に、子どもの習熟度に応じた基礎学力の向上及び学習習慣の形成並びに定着を図るため、区内中学校等の施設を活用して課外授業を行う事業です。

上記の目的を達成するため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用する必要があることから、広く企画提案を募集します。

3 業務内容

「学習指導に係る方針」を参照してください。

※本事業は事業者と東淀川区役所が協定を締結し実施するものです。

※本事業の業務内容の詳細については選定事業者と調整の上、協定の細則にて定めます。

4 応募資格等

応募事業者は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていることとします。

- (1) 民間法人・任意団体（法人格は問わない）であって、国又は地方公共団体ではないこと
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- (4) 納税義務者にあつては、直近1カ年において、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること
- (5) 本公募型プロポーザル参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (6) 企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていること、又は登録することができる見込みであること
企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていないが、登録することができる見込みである場合は、「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」の登録要件を満たし、「大阪市習い事・塾代助成事業実施要綱」及び「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」に定める全ての項目に同意しこれを遵守すること
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年11月26日(水) |
| (2) 質問受付締切 | 令和7年12月3日(水) 午後5時30分 |
| (3) 質問回答(HP公開) | 令和7年12月12日(金) |
| (4) 参加申請書提出期限 | 令和7年12月26日(金) |
| (5) 参加資格決定通知 | 令和8年1月7日(水) |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和8年1月19日(月) 午後5時30分 |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和8年2月3日(火)(予定) |
| (8) 選定結果通知 | 令和8年2月20日(金) |
| (9) 協定締結日 | 令和8年3月上旬頃 |
| (10) 開講日 | 令和8年4月1日(水) |
| (11) 事業完了 | 令和11年3月31日(土) |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付・回答

ア 質問受付期間

令和7年11月26日(水) から令和7年12月3日(水) 午後5時30分までとし、締切日以降の質問は受け付けません。

イ 提出方法

別紙「質問票(様式第6号)」によりEメール(tm0016@city.osaka.lg.jp)にて提出してください。なお、送付の際には件名に「東淀川区民間事業者を活用した課外学習事業(こぶしのみのり塾)に係る質問票」と記載してください。

ウ 回答

令和7年12月12日(金)に、本市ホームページにて公開します。(質問がない場合は掲載しません)

(2) 公募型プロポーザル参加申請書提出及び参加資格審査

ア 提出書類

- (ア) 参加申請書(様式第1号)
- (イ) 応募申請に係る誓約書(様式第2号)
- (ウ) 協定書締結における誓約書(様式第3号)
- (エ) 使用印鑑届(様式第4号)
- (オ) 法人又は団体の概要及び業務内容がわかるもの(パンフレット等、様式は問わない)
- (カ) 法人の登記簿謄本または登記事項証明書(提出日前3カ月以内に発行、写し可)
※その他団体で法人登記がない場合は、代表者資格証明書(様式第5号)とともに、定款又は約款に類する規定及び役員名簿を提出してください。
- (キ) 印鑑証明書※法人のみ(提出日前3か月以内に発行されたもの: 写し不可)
- (ク) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表又はこれに相当する書類
- (ケ) 直近1カ年の消費税及び地方消費税の納税証明書(提出日前3カ月以内に発行、写し可)

税務署の様式その3又は様式その3の3〔法人〕、若しくは様式その3の2〔個人〕

※なお、非課税の場合は、その旨を記載した理由書

- (コ) 直近1カ年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（提出日前3カ月以内に発行、写し可）

※その他団体で法人登記がない場合は、代表者の直近1カ年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（提出日前3カ月以内に発行、写し可）を提出してください。

※非課税の場合は非課税証明書を提出してください。ただし、市町村で非課税証明書の発行がない場合は理由書の提出でも可とします。

- (サ) 大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者登録決定通知書（写し）【大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者のみ】

※令和7・8・9年度大阪市入札参加資格有資格者名簿に登録されている者は、上記（カ）～（コ）を省略できるものとします。

イ 提出期限

令和7年12月26日（金）午後5時30分

ウ 提出方法

必要書類は東淀川区役所保健福祉課（子育て・教育）【1階12番窓口】へ持参もしくは送付してください。提出書類に不備がある場合は、受付しません。持参の場合は、本市の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時30分までを受付時間とします。送付の場合は、簡易書留により送付し、提出期限当日午後5時30分までに必着とします。なお、送付事故等により不着となった場合においても、本市は一切の事情を考慮しません。

エ 参加資格決定通知

応募要件の資格審査を行ったうえ、令和8年1月7日（水）に審査結果を通知します。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

企画提案書（様式第7号・A4版）

イ 提出期限

令和8年1月19日（月）午後5時30分

ウ 提出方法

必要書類は東淀川区役所保健福祉課（子育て・教育）【1階12番窓口】へ持参もしくは送付してください。提出書類に不備がある場合は、受付しません。持参の場合は、本市の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時30分までを受付時間とします。送付の場合は、簡易書留により送付し、提出期限当日午後5時30分までに必着とします。なお、送付事故等により不着となった場合においても、本市は一切の事情を考慮しません。

エ 企画提案書の内容

- (ア) 事業理解

本事業に対する考え方について（学習指導に係る方針の「2 事業の目的と概要」及び「3 基本条件・事業の実施方針」をふまえて提案すること）

※使用教材については、見本（写し可）を添付してください。

(イ) 具体的内容

- ・受講生の習熟度に応じた学力の向上についての取組方法
- ・受講生の習熟度に応じた学習習慣の形成及び定着についての取組方法
- ・通塾の相談ができる障がいの種類

(ウ) 実行性

- ・受講者募集方法、受講者数の設定
- ・事業実施体制（各校責任者や講師等の配置）、人材確保の方法及び資質向上のための取組み
- ・過去2年間の類似業務、実績（実施期間、実施体制、対象者、時間数、回数、学習内容、受講料などを具体的に記載すること）

(エ) 安全管理

安全配慮・危機管理等（通常的安全配慮・危機管理に加え、災害、事故等の緊急事態を想定した危機管理体制についても記載すること）

(オ) 経費内訳

事業実施に係る収支を項目別（受講料及び人件費、消耗品費、教材費、通信費、交通費、保険料、広告宣伝費、光熱費等）に記載すること

※提出できる案は、1案のみとします。

オ 提出部数

5部（正1部、副4部 ※副は複写可）

※企画提案者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないでください。副4部の作成にあたっては、事業者名表示及び事業者が推定できる部分があれば黒塗りする等、一切読み取りができないように作成してください。

第2章 選定について

1 審査・選定

次の（1）～（3）に示す基準や方法により、審査を行い事業者を選定します。

（1）選定基準

次に示す視点に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行い選定します。

ア 事業理解【10点】

イ 具体的内容【50点】

ウ 実行性【20点】

エ 安全管理【10点】

オ 経費内訳【10点】

(2) 審査・選定方法

参加資格の審査を行ったうえ、その資格を認めた者で、企画提案書を提出した者に対し、書類審査、プレゼンテーション審査を実施します。

学識経験者等が選定委員となって構成される選定会議にて、上記(1)に基づき、書面による事前審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味して、最も優れていると評価された企画提案者を選定します。

審査の結果、評価点が最も高い者が複数いる場合は、「イ 具体的内容」の得点が高い者とし
ます。

ただし、選定委員の評価点の平均点が60点に達しない提案は選定しません。

(3) プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和8年2月3日(火) 午前10時00分～(予定)

開始時間等の詳細は、企画提案者あて別途、郵送・Eメールにて通知します。

イ 実施場所

東淀川区役所(大阪市東淀川区豊新2-1-4) 401会議室

ウ 参加人数

1事業者3名までとします。

エ 内容・方法等

事業者は提出した企画提案書を使用し、口頭にて説明を行ってください。なお、資料の追加・
変更は認めません。

1事業者あたり30分程度(うち説明約15分以内、質疑応答含む)とします。

プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外します。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は令和8年2月20日(金)に全ての参加者に通知し、また、本市ホーム
ページに掲載します。なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や疑義は一切受け付
けません。

第3章 その他の事項について

1 提案に対する費用、条件等

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (3) すべての提出書類は返却しません。
- (4) 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定用以外に応募者に無断で使用しません。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）
- (5) 提出後の書類の差替え、期限後の提出等は認めません。
- (6) 本公募型プロポーザルは協定予定者の選定を目的に実施するものであり、協定締結後の事業実施においては、本市担当と協議を経て細則等の策定を行います。内容は学習指導に係る方針及び企画提案書に基づき、本市と協議のうえ決定します。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本公募型プロポーザルへの参加は無効となります。

2 協定に関する事項

事業予定者と協定を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査にて次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に協定締結交渉を行うことができるものとします。

3 提出先、問合せ先

大阪市東淀川区豊新 2－1－4

大阪市東淀川区役所保健福祉課（子育て・教育）

担当：堀井・上野

TEL：06－4809－9517

E メールアドレス：tm0016@city.osaka.lg.jp